東京医療保健大学 学部履修通則

（趣旨）

第１条　この通則(以下「本則」という。)は、東京医療保健大学学則（以下「学則」という。)第70条の規程に基づき、学則第４章（教育課程)、第５章（履修・卒業・国家試験受験資格）及び第６章（学年・学期・休業）の施行に際して、各学部に共通する通則を定めることを目的とする。

（授業運営の基本方針）

第２条　学長は、建学の精神および各学部に共通する「学位授与の方針」を実現するために全学部に共通して履修させるべき科目の運営方針及びその運営方法を要綱によって定め、各学部・学科はその要綱の定めるところにより授業科目を設定するものとする。

２　各学部は、建学の理念に基づく「寛容と温かみのある人間性と生命に対する畏敬の念を尊重する精神」を育む教育（以下「リベラルアーツ教育」という。）は全学部に共通するものであることに鑑み、適宜の名称を定めてリベラルアーツ教育の科目群を設置するとともに、学部横断的な教育機会の確保及びその評価を通じ質の向上に努めるものとする。

３　学長は、学生の主体的な参画を前提とした授業形態（以下「アクティブ・ラーニング」という。）を推進し、もって学修成果を高める観点から、対面授業と遠隔授業を併用する授業形態（以下「ハイブリッド型授業」という。）の推進に努めるとともに、ハイブリッド型授業の活用により教育の質的な改革を図るための措置の基本方針及びその実行計画について定めるものとする。

４　授業を担当する教育職員及び授業の環境整備その他の支援を行う事務職員は、前項の基本方針及び実行計画の定めるところにより、アクティブ・ラーニング及びハイブリッド型授業の意義を理解し、その実現に向けて協力するものとする。

５　学長は、大規模災害その他の危機管理事態が生じたと認めた場合、東京医療保健大学危機管理規程第10条の定めるところより、本則及び各学部の履修規程に関わらず危機管理上必要な措置を執るものとする。

６　学長及び各学部は、前５項の趣旨について、大学ホームページへの掲載、履修に関する手引書その他の学生向け説明資料を通じて、周知を図るものとする。

（各学部の履修規程）

第３条　各学部が履修規程を定めるにあたっては、前条各項の要綱、方針、計画及び措置を踏まえ、学則第56条第４項第３号の定めるところにより教授会の議

を経た上で学部長等会議に報告するものとする。

２　前項の履修規程には、授業科目ごとに適宜の記号及び番号を付与し、学修の段階や順序等を示す措置（以下「科目ナンバリング」という。）を含むものとする。

３　前項の科目ナンバリングに係る採番の手順は、学長が別に定める。

（授業期間及び授業時間）

第４条　授業期間は、学則第25条に定める前期及び後期を細分化して、前期前半、前期後半、後期前半、後期後半のクオーター制で運用するものとし、その標準的な学事暦（以下「標準学事暦」という。）は学長が別に定める。ただし特に必要がある場合、各学部・学科（以下「学部等」という。）の教授会において、標準学事暦と異なる学部等単位の学事暦（以下「学部学事暦」という。）を定め、学長に届け出ることができる。

２　前項に関わらず、授業科目によっては、夏季及び春季休業日に集中して実施することができる。

３　授業時間は、90分間の授業時間をもって１時限とし、単位上の計算は２時間の学修を行ったものとする。

４　授業時間は、原則として１日５時限とし、次のとおりとする。

１時限	9：00～10：30
２時限	10：40～12：10
３時限	13：00～14：30
４時限	14：40～16：10
５時限	16：20～17：50

特に必要がある場合各学部の履修規程において、これ以外の変則的な時間を設定することができる。

５　学外における実習時間等については、各学部の履修規程により別に定める。

（試 験）

第５条　学則第15条の試験は、授業の特性を鑑み最も適切な成績評価が可能となるように期間及び方法を考慮し、対面もしくは遠隔によって行う。

２　前項の規定にかかわらず、授業科目によっては学則第15条のただし書きの規程により、随時試験の全部または一部にあたる評価を行うことができる。

３　試験（前項による評価を含む）は、筆記、口述、レポート提出、実技等の方法により行うものとし、その方法はシラバスに明示するものとする。

４　次のいずれかに該当する者は、原則として試験を受けることができない。

(1)　履修登録をしていない者

(2)　授業の出席が、定められた授業時間数について、講義及び演習においては３分の２に満たない者、また実習においては５分の４に満たない者

５　前項第２号の規定にかかわらず、学部等の長は試験を受けることができる特例を定めることができる。

（単位の認定及び学修の評価）

第６条　学則第16条の単位認定に係る試験の評価は、Ｓ（100点～90点）、Ａ（89点～80点）、Ｂ（79点～70点）、Ｃ（69点～60点）、Ｄ（59点以下）とし、Ｃ以上を合格とし単位を認定するものとする。

２　各学部等の教授会においては、科目ごとに成績評価の分布を把握し、教育効果を考慮してその平準化に努めるものとする。

（追試験、再試験及び再履修）

第７条　疾病その他、やむを得ない理由により第５条第１項の試験を受験できなかった者に対しては、申し出により追試験を実施するものとする。

２　試験の結果不合格となった者に対して、再試験を実施することができる。ただし必修科目においては、止むを得ない理由があると学部等の教授会が認めた場合を除き、再試験を実施するものとする。

３　不合格となった科目を、再履修することができる。

４　その他、追試験、再試験及び再履修に関し必要な事項は、各学部の履修規程により定めるものとする。

（履修登録）

第８条　学生は、履修しようとする授業科目について、各クオーター始めの指定された期日までに電磁的方法により履修登録をしなければならない。

２　履修登録は、指定された期間内であれば、変更ができるものとする。

３　１年間に履修登録できる単位数の上限及びその上限に算入しない科目については、各学部の履修規程において別に定める。

４　前項にかかわらず、学部等は、成績優秀等の事由により単位数の上限を超えて履修させることが適当と認める学生に対して、その履修を認めるものとする。

（休講）

第９条　休講とは、学校行事、地震・風水害、交通機関の運転中止及び授業担当教員の事由により授業を行わなかった場合を指す。

２　休講があった場合は、原則として補講を行う。

（欠席）

第10条　疾病等により、欠席が２週間を超える場合は、所定の欠席届に医師の診断書等の疎明資料を添え、学生が所属するキャンパス事務部に提出しなければならない。

２　次の各号の事由により欠席した場合は、所定の欠席届及び事由を証明する書類等を学長宛てに提出することにより欠席回数には算入しないものとす

る。

なお、事由別の欠席回数に算入されない日数は別に定める。

(1) 親族等の死亡による忌引き

※１親等・・・７日、２親等・・・３日、　３親等・・・　１日

(2) 災害又は交通機関の運転中止による通学不能の場合

(3) 学校保健安全法施行規則に定める伝染病に罹患した場合、もしくは同法施行規則により罹患の恐れがあると専任教職員たる学校医が判断した場合

(4) その他、本学が必要と認めた場合

３　前項の届出を学長が受理した場合であっても、当該期間に遠隔授業として開講されている授業を学生が特に希望する場合は、その遠隔授業を聴講することができる。この場合も、学長が受理した届出の効力には影響しないものとする。

（不正行為）

第11条　第５条の試験等において不正行為を行った者に対して、学部等は、当該セメスターの全履修科目を不合格とする措置を行うことができる。

２　前項の措置を行う場合は客観的な証拠による調査を行い、対象学生に弁明の機会を付与した上で、学部等の教授会の判定を経なければならない。

３　前項による判定をした場合、当該学部等は、前項の調査報告書（客観的な証拠を含む)、学生による弁明書、及び措置に関する意見書を添えて、ただちに学長に報告するものとする。

４　学部等は、不正行為もしくは不正行為と疑われる可能性のある行為を行った学生に対し、第１項による措置を行わず、教育的指導として厳重注意することができる。この場合、不正行為を行った科目のみ不合格とすることは妨げない。

（資格取得要件の周知）

第12条　各学部等は、学則第18条に基づく国家試験受験資格および第18条の２に基づく教育職員免許状の資格取得の要件となる科目については、履修に関する手引書その他の学生向け説明資料に明示し、学生が入学時からその要件を十分に理解できるよう周知を図るものとする。

（進級の要件）

第13条　学部等は、履修規程によって、fGPAその他適切な指標によって進級するために必要な要件（以下「進級要件」という。）および進級要件を満たしていない学生を仮に進級させるための要件（以下「仮進級要件」という。）を設けることができる。

２　前項に基づき学部等が進級要件及び仮進級要件を設けた場合、これらの要

件に基づく各学生を進級、仮進級、もしくは現学年への留置（以下「留年」という。）のいずれに判定するかの決定は、当該学部等の教授会において行うものとする。

３　学部等の長は、前項により留年と判定された学生が生じた場合は、すみやかに当該判定理由及びその学生が学修活動を継続できるよう支援するための措置等について学長に報告するものとする。

（学籍異動に伴う手続き）

第14条　学部等は、学校教育法第93条第2条第１号及び第２号に基づく意見を、学部長等会議を通じて学長に提出するものとする。

２　前項の意見の提出は、学則第33条から第40条までの手続きに準用する。

３　学則第36条第１項に基づく編入、転入学及び再入学は、入学を希望する学部、学科及び学年が収容定員に満たない等の場合、又は転学科に特段の事由があり学生を受け入れることが可能と学長が認める場合に、学長が命じてその募集を行うものとする。ただし、本学の退学者が退学の時点で在籍していた学部に再入学を希望しており、特に当該学部から要望があった場合は、収容定員に達している場合でも募集を行うことができる。

４　前項の募集手続きは、学則第37条に基づく転学科（異なる学部への転学科も含む）に準用する。

５　学則第36条第２項及び学則第37条第２項に基づきすでに履修した授業科目及び単位数ならびに在学すべき年数については、学長が別に定める基準に基づき編入、転入学、再入学もしくは転学科を受け入れる学部等の教授会において定める。

（授業コンテンツの共同利用）

第15条　各学部は、自学部が行う授業について、その授業の動画や資料等（以下「授業コンテンツ」という。）を他学部に所属する学生もしくは社会に広く還元し、その共同利用を通じて授業コンテンツの質的充足に努めるものとする。

２　学長は、前項の共同利用を推進するための施策を講ずるものとする。

（学修成果の可視化）

第16条　学長は、学部等における学生の学修成果を、その学生及び教職員に可視化するために必要な措置を講ずるものとする。

２　学長は、教育課程及び授業の改善に関して学生の意見を反映させるため、前項の可視化に合わせて学生の意見を聞く手段を講ずるものとする。

３　学生に対して卒業、単位修得その他学修の成果を証明するために交付する文書は、学長を発行権者とする。

４　前項の措置については、学長が要綱により定める。

附 則

１　本則は、令和４年１０月１９日より施行する。

２　本則施行時に既に施行されている各学部の履修規程は、この通則に反しない範囲で、この通則に基づいて定められた履修規程とみなす。

３　本則施行時に既に施行されている各学部の学事暦は、第４条第１項により定められ、学長に届け出た学部学事暦とみなす。

附 則

本則は、令和５年５月１０日より施行し、令和５年４月１日から適用する。

○学修成果の評価手続きに関する要綱

2023年３月８日制定
2025年３月４日改訂
学　長　決　定

（趣旨）

第１条　この要綱は、東京医療保健大学学則第15条及び東京医療保健大学学部履修通則（以下「履修通則」という。）第５条第１項に基づき、学修の成果を適切に評価する方法（以下「評価方法」という。）及びその手続きを定めることを目的とする。

（試験に代わる評価を行う場合の評価方法）

第２条　履修通則第５条第２項に基づき試験に代わる評価を行う場合、次の評価方法を用いるものとする。

⑴　論文評価

⑵　実技審査

⑶　平素の成績

⑷　外部において実施された資格試験の成績

２　前項の評価は100点満点の点数により行い、履修通則第６条第１項を準用する。

３　前２項の評価方法によって単位を与える場合、科目責任者は、履修通則第５条第３項に準じて、その評価方法をシラバスに明示しなければならない。

（評価区分）

第３条　履修通則第６条第１項で定める評価の区分は、各科目の到達目標に照らして、別表１を目安に行うものとする。

２　前項による「到達目標を最低限達成できている」ことの評価基準は、個々の学生の学修活動に照らして、学生ごとに設定することができる。

３　学生は、成績が公表された後の90日以内に次のいずれかに該当すると思料するときは、科目責任者に対して、成績区分の妥当性に対して疑義を申し立てることができる。

⑴　科目責任者から「到達目標を達成できていない」と判定されたが、その判定が事実誤認に基づくものであると思料する相当の理由がある場合

⑵　科目責任者から「定期試験の未受験」「レポート課題未提出」「授業の出席日数不足」の何れかにより成績判定を受けることができなかったが、その措置が事実誤認に基づくものであると思料する相当の理由がある場合

４　前項の疑義の申し立ては、成績が通知されてから起算して90日以内に、その授業を開講する学部・学科等が属するキャンパスの事務部を通じて、その理由を疎明できる資料を添えて、書面（電磁的手段による書面を含む）により行うものとする。

５　申し立てを受けた科目責任者は、その申し立てを相当と認めた場合は、成績の補正を行う。当該科目責任者が申し立てを相当と認めない場合若しくは事務部が定める期間までに申し立ての相当性を判断しなかった場合は、当該教授会で申し立ての相当性を審議し、相当と認めた場合は教授会の職権で成績の補正を行う。

（成績評価の平準化）

第４条　履修通則第６条第２項による成績評価の分布の把握にあたり、必修科目においては次の各号を考慮するものとする。

(1) Ｓ評価の学生が極端に多い場合は、到達目標をより高度な事項に引き上げる可能性

(2) Ｄ評価の学生が極端に多い場合は、到達目標をより基本的な事項に絞り込む必要性、もしくは授業方法を改善する必要性

(3) その他各学部等の教授会において成績評価の分布が著しく偏っていると認める場合は、到達目標に照らしたその偏りの妥当性

２　各学部等の教授会は、前項各号の検討を行った結果必要と認めるときは、科目責任者に対して、成績評価もしくは授業方法の改善を求めることができる。

３　前項の求めを受けた科目責任者は、これに応じ必要な措置を執るものとする。

４　前項の措置は、学部等の長が直接これを行うことができる。

（大学院における準用）

第５条　東京医療保健大学大学院学則第24条に基づく成績評価には、この要綱を準用する。

２　前項の規定にかかわらず、大学院の特性に応じてこの要綱と異なる学修成果の評価が望ましいと思量する場合、研究科の教授会において特例を審議した上で、研究科長から学長にその特例の適用を求めることができる。

３　学長は、前項の求めが妥当と認める場合、これを認めることができる。

（専攻科における準用）

第６条　専攻科における成績評価には、前条を準用する。

附　則　この要綱は、2023年４月１日から施行する。

附　則　この要綱は、2025年３月４日から施行する。

別表1（第３条関係）

評価	成績評価基準		区分
S	100点～90点	到達目標を十分に達成し、極めて優秀である	合格
A	89点～80点	到達目標を達成できている	
B	79点～70点	到達目標を概ね達成できている	
C	69点～60点	到達目標を最低限達成できている	
D	59点以下	到達目標を達成できていない	不合格
	―	定期試験の未受験　レポート課題未提出	
	―	授業の出席日数不足	
認	―	編入学や留学等により修得した科目を本学の単位として認定（単位認定科目）	対象外

再入学の手続きに関する要綱

2022年12月20日
学　長　決　定

（目　的）

第１条　東京医療保健大学学部履修通則第14条第３項に基づき学長が命ずる再入学の募集については、この要綱の定めるところによる。

（再入学の申し出）

第２条　本学を退学し、もしくは除籍された学生が、過去に在籍していた学部または学科（以下、元所属学部等という）への再入学を希望する場合、学長に申し出ることができる。

２　前項の申し出は、元所属学部等が属するキャンパス事務部を通じ、保証人が連署した再入学願の提出をもって行うものとする。

３　前項のキャンパス事務部の長は、元所属学部等が直前の学期の開始日において収容定員に満たない場合、その申し出を受理して学長に報告する。

４　元所属学部等が直前の学期の開始日において収容定員を満たしている場合であっても、元所属学部等の長が特に再入学の許可を検討すべき事情があると思量する場合は、その意見を記した上申書を添えて、申し出を受理するよう学長に求めることができる。この申し出があった場合、学長は申し出を受理する。

５　前２項目の条件を満たさない場合、その申し出は受理しない。

（再入学の試験）

第３条　前条第３項もしくは第４項の申し出を受理した場合、学長は元所属学部等の学部長に対し、受理日から2ヵ月以内に、再入学を受け入れる適否を審査するための試験を行わせる。

２　前項の試験は、面接、筆記、従前の成績等から、元所属学部等の教授会が必要と認めた方法により行うものとする。この試験は第６条各号の基準に基づき履修したと見なす科目、単位数、在学すべき年数を判定するための審査を兼ねることができる。

３　第１項の試験を受ける学生は、別に定める検定料を納入しなければならない。

（審査結果の通知）

第４条　前条第１項の試験を行った場合、元所属学部等の長は速やかに合否を学長に報告するものとする。

２　学長は、前項の決定を受けてすみやかに再入学の認否を決定し、再入学の申し出を行った者に書面で通知する。

３　元所属学部等の長は、前項の通知に際して、第３条第２項後段の審査結果の通知を学長に委嘱することができる。

（異動の実施）

第５条　前条第2項により再入学を決定した学生については、4月1日もしくは10月1日のいずれかの早い日をもって、学籍を復帰させる。

２　学則第41条第４項に基づき、再入学する学生の入学金は免除する。

（履修した授業科目及び単位数ならびに在学すべき年数）

第６条　東京医療保健大学履修通則第14条第５項により学長が定める基準は、次の各号による。

(1) 履修した授業科目

過去に履修し、もしくは実質的に同等もしくは類似性の高い学修を行った科目については、既に履修した授業科目として取り扱う。なお学生が希望する場合は、改めて履修し直すことは差し支えない。

(2) 単位数

過去に修得した単位は原則として継承する。ただし、卒業に必要な単位として認めるべきでない事情がある場合、教授会の議により控除することができる。

(3) 在学すべき年数

再入学を許可された者の残りの在学年限は 、所定の在学年限から再入学者が既に在学した期間を差し引いた年限とする。なお履修の便宜を図る目的で、本人の同意のもと、在学年数より低い学年に所属させることは差し支えない。

（守秘義務）

第７条　再入学の申し出や試験に関する秘密を知り得た教職員は、その審査に必要な範囲を超えて、他の教職員に対してその秘密を漏らしてはならない。

２　再入学の申し出や試験に従事しない教職員は、その学生や前項の秘密を知る教職員に対して、再入学の申し出に関する情報の提供を求めてはならない。

（雑　則）

第８条　この要綱において学長が行う事項の庶務は、教務部が処理する。

２　この要綱において学科長が行う事項の庶務は、その学科が所属するキャンパスの事務部が処理する。

附　則

この要綱は、2023年1月1日から施行する。

第２条関係様式

再　入　学　願

東京医療保健大学長 殿　　令和　　年　　月　　日（願出）

本人氏名										印
学籍番号										
従前の所属	学部　　学科									
連 絡 先	〒							携帯	（　　）　－	
								ﾒｰﾙ		
保証人氏名										印

下記理由のため再入学したいので、保証人の連署をもってお願いいたします。

再入学先	学部　　学科
再入学を願い出る詳細な理由	
再入学日	令和　　年　　月　　日

※太枠内を記入の上、捺印をして提出してください。

大学記入欄

再入学試験日	合否通知日	学部長等会議	奨学金	授業料	ｼｽﾃﾑ登録日	許可日
			有・無	未・納		

転学科の手続きに関する要綱

2022年12月20日
学　長　決　定

（目　的）

第１条　東京医療保健大学学部履修通則第14条第４項に基づき学長が命ずる転学科の募集については、この要綱の定めるところによる。

（転学科の申し出）

第２条　本学の学生が、所属する学科以外の学科（学部が異なる場合を含む、以下同じ）への転学科を希望する場合、学長に申し出ることができる。

２　前項の申し出は、転学科先の学科が属するキャンパス事務部を通じて、保証人が連署した転学科願の提出をもって行うものとする。

３　前項のキャンパス事務部の長は、転学を希望する学科が直前の学期の開始日において収容定員に満たない場合、その申し出を受理して学長に報告する。この条件を満たさない場合、申し出を受理しない。

（転学科の試験）

第３条　前条第３項の申し出を受理した場合、学長は転学科先の学科長に、受理日から２ヵ月以内に､転学科を受け入れる適否を審査するための試験を行わせる。

２　前項の試験は、面接、筆記、従前の成績等から、転学科先の教授会が必要と認めた方法により行うものとする。ただし転学科先の学科が従前の学科から推薦や同意を受けたり、従前の学科がこれらを申請することを課してはならない。

３　第１項の試験を受ける学生は、別に定める検定料を納入しなければならない。

（審査結果の通知）

第４条　前条第１項の試験を行った場合、転学科先の学科長は速やかに合否を学長に報告するものとする。

２　学長は、前項の決定を受けてすみやかに転学科の認否を決定し、転学科の申し出を行った学生及び認める場合は併せて従前の学科の学科長に書面で通知する。

３　前項により転学科を認める旨の通知をした後は、申し出の撤回は受け付けない。

（異動の実施）

第５条　前条第２項により転学科を決定した学生については、4月1日もしくは10月1日のいずれかの早い日をもって、学籍を異動させる。

２　学長は、転学科先における履修手続きの便宜を図るため、異動日より前に転学科先における新たな学籍番号を通知することができる。

３　第１項の異動日までの学修活動は、従前の学科において行うものとする。この場合において、転学科が確定していることを理由に、学修機会の一部を与えないなど不利益な取り扱いをしてはならない。

（履修した授業科目及び単位数ならびに在学すべき年数）

第６条　東京医療保健大学履修通則第14条第５項により学長が定める基準は、次の各号による。

(1) 履修した授業科目

単に科目名が一致していることに限らず、実質的に同等もしくは類似性の高い学修を行った科目については、既に履修した授業科目として取り扱う。なお学生が希望する場合は、改めて履修し直すことは差し支えない。また、従前の学科で履修していない科目については、配当年次にかかわらず初回履修として取り扱う。

(2) 単位数

転学科の前に修得した単位はすべて継承する。このうち卒業に必要な単位として認める単位数については、転学科先の教授会において定めるものとする。

(3) 在学すべき年数

転学科を許可された者の残りの在学年限は 、所定の在学年限から当該者が既に在学した期間を差し引いた年限とする。なお履修の便宜を図る目的で、本人の同意のもと、在学年数より低い学年に所属させることは差し支えない。

（守秘義務）

第７条　転学科の申し出や試験に関する秘密を知り得た教職員は、その審査に必要な範囲を超えて、他の教職員に対してその秘密を漏らしてはならない。

２　転学科の申し出や試験に従事しない教職員（従前の学科の教職員を含む）は、その学生や前項の秘密を知る教職員に対して、転学科の申し出に関する情報の提供を求めてはならない。

（雑　則）

第８条　この要綱において学長が行う事項の庶務は、教務部が処理する。

２　この要綱において学科長が行う事項の庶務は、その学科が所属するキャンパスの事務部が処理する。

附　則

この要綱は、2023年1月1日から施行する。

第２条関係様式

転　学　科　願

東京医療保健大学長 殿　　令和　　年　　月　　日（願出）

本人氏名			印
学籍番号			
現在の所属	学部　　学科		
連 絡 先	〒	携帯	（　　）　－
		ﾒｰﾙ	
保証人氏名			印

下記理由のため転学科したいので、保証人の連署をもってお願いいたします。

転学科先	学部　　学科
転学科を願い出る詳細な理由	
転学科日	令和　　年　　月　　日

※太枠内を記入の上、捺印をして提出してください。

大学記入欄

転学科試験日	合否通知日	学部長等会議	奨学金	授業料	ｼｽﾃﾑ登録日	許可日
			有・無	未・納		